

私たちは今、何をすべきか

—これからの部落解放運動—

はじめに

今年、全国水平社創立 100 年の節目の年ということで、3 月 3 日には、中央本部主催の記念式典が京都市岡崎公園内旧京都会館（現ロームシアター京都）で開催され、また、4 月 2 日には京都府水平社創立 100 周年記念式典がホテルオークラ京都で執り行われ、多くの関係者、同盟員の参加のもと盛会のうちに終了しました。被差別マイノリティの個別課題が 100 年間継続してきたという歴史的事実は、世界的にも稀有なこととされていますが、「人の世に熱あれ、人間に光あれ。」という宣言最後の一行は、当事者の解放のみならず、広く人類全体への願いへと昇華され、それゆえ、全ての人々の心に響く言葉として訴え続けられてきたのでしょう。

私たちは、20 世紀、二度の世界大戦を経て 1945 年という敗戦の年を大きな区切りとして近代史を見つめてきました。いわば「戦前」の「全体主義国家」に対する「戦後」の「民主主義」的価値観は、「日本国憲法」に体现されたということで、戦争の悲惨と理不尽を噛みしめてきた世代の思いを、戦後生まれの人々と共に「護憲運動」が展開されてきたのです。しかし、「水平社 100 年」を一つの節目ととらえたとき、いかに戦前的価値観が継続されてきたか、少なくともその巻き返しをはかる勢力が権力と結びつき、教育基本法の改悪をはじめ、安保関連法という名称の「戦争法」、「共謀罪」、歴史修正主義者たちによる歴史の捏造も図られてきたかと気付かされます。国会審議においてまさに、虚偽答弁、公文書改ざん、不正統計が横行し、立憲主義は踏みにじられてきました。

そうした情勢を背景として、昨年 10 月の衆議院総選挙、今年 7 月に行われた参議院選挙においては、与党が安定過半数の議席を獲得し、いよいよ改憲に向けた動きへの警戒が高まっています。

2 月 24 日にはじまったロシアによるウクライナへの侵略行為は長期化の様相を呈し、爆撃や被害のリアルタイムな映像が世界中に拡散することで、私たちの日常も足元も、実は非常に不安定なものであることを、多くの人々が自覚するようになりました。そのことは、米英や EU という「西側」の陣営に身を寄せれば「正義の側」にあり、安全であるという保障をもたらすものではなく、ロシアへの経済制裁は、むしろ制裁する側も含めた打撃となり、世界的なエネルギーの供給不足や食料危機をもたらしています。アメリカの武器供与が軍需産業の延命と戦争の長期化をもたらしているのもまた、一方の事実としてあり、ましてや、今回はウクライナからの活発な情報発信が世界の注目を集めていますが、アフガニスタンや、中東シリア、パレスチナ、アフリカやラテンアメリカの国々などではこれまでも、東西冷戦の延長上にある大国の代理戦争が勃発し、弱い立場の国々の多くの民衆が常に犠牲を強いられてきました。

そうした不安定な情勢のもと、新自由主義がもたらした格差は、コロナ禍においてますます大きくなり、人々の分断と孤独が深まっているといえます。

部落を取り巻く課題

こうした深刻な状況は、部落を取り巻く課題とも無縁ではありえません。特に人と人との具体的な関係性を構築することが難しい現状でSNSに向き合う日々は、偏った情報や偏見をもたらすきっかけともなり、ネット上の差別行為や誹謗中傷などの人権侵害が横行します。かつて1975年に発覚した「部落地名総鑑」事件は、部落の所在地情報を大手の企業をはじめ多くの企業が金銭で買い取り、就職差別や結婚差別に利用されてきた事実の発覚であり、大きな社会問題となりました。以来、購入企業への糾弾闘争を通して「同和問題企業連絡会」の発足等、部落解放運動における重点的な闘争の一端を担ってきたのです。しかしながら水平社100年となる現在、インターネット上にもたらされた所在地情報は、もはや、誰に糾弾されることもなく全ての人にもたらされる情報となってしまいました。このことは、外側からの暴きである「アウトティング」の意味合いも、自らが部落であるとの名乗りをする「カミングアウト」についても大きく様変わりさせる現象ですが、その変化の具体性や、対処の仕方については運動の側も社会もいまだ明確な答えを持っていないのが現状ではないでしょうか。しかし、少なくとも外側から一方的に張られるレッテルに抗しつつ、自分たちの名乗りについて、豊かな歴史的経過を含めて表現していくことは可能です。食や芸能、文化、行政機構にもたらしてきた私たちの役割をより多くの人々に伝え共有していく必要があります。また、アウトティングが差別であるという明確な司法判断を獲得するという目的のためには、2016年に提訴され、現在控訴審を係争中である「鳥取ループ・示現社」への削除と損害賠償を求める裁判も重要です。一審の東京地裁判決では、原告のプライバシー権を認めたものの、差別行為であるとの認定がなかったゆえに、地名リストのうち6県分について公開が禁じられず、また、自ら出自を明かして活動している人についての「プライバシー侵害」も対象外とされました。裁判所は、立法府に先駆けて差別の違法性について明確に判断すべきです。

2016年12月、部落差別解消推進法が施行されて5年半が経過しました。今日的な部落差別の存在を認め、その解決に当たっては、部落差別を許さない社会づくりが重要であるとされましたが、2002年3月に部落差別を解決する事業法としての「特別措置法」が失効して以降、学校教育をはじめとする啓発・研修がおろそかになった影響は、今日的なインターネット上の差別書き込み等が後を絶たない現状を踏まえ、もう一度取り組みを再構築していく必要性があります。そもそも地対財特法の失効を受けて、人権にかかわる一般法として必要不可欠な法として、政府の側が提出してきたのが「人権擁護法」だったはずですが、20年が経過した現在も法制定に至っていません。国際基準に合致する、人権侵害について具体的に対応できる「人権委員会」の設置をふまえた「差別禁止法」が一刻も早く制定されるべきです。人権擁護に背を向ける姿勢の政権が長く続き、個別法の制定が先行しました。今こそそれぞれの個別法を充実させつつ、包括的な法制定につなげていかなければなりません。

今、何をすべきか

昨年10月、菅政権の退陣表明を受けて岸田内閣が発足し、10月14日には衆議院を解散、

10月31日投開票の第49回衆議院総選挙では、自民党が議席を減らしたものの、絶対安定多数となる263議席となりました。また、日本維新の会が大幅に議席を回復させ、衆議院での改憲発議に必要な3分の2以上の議席となる厳しい結果となりました。また、この7月10日に投開票された参議院選挙では、京都で私たちが推薦する候補は辛勝を果たしましたが、直前の安倍晋三元首相が選挙演説中に銃撃され死亡するという事件もあり、自民が議席を増やし与党が安定多数を維持しました。しかし、岸田首相が掲げる「新しい資本主義」は、あくまでも企業の成長を前提とした「分配」であり、その内容も人々へ投資を促し「自助」によって生活するように誘導するというものです。「人の話を聞く姿勢」も「検討します」との答弁に終始するもので、ただ聞き置いて対応を回避する態度です。「アベノミクス」から引き続く新自由主義的政策の行き詰まりから、転換していく道筋を示すことはできず、出口を失っているのが現状であり、そうした危機を回避するために、死亡した安倍元首相の「国葬」を強行しようとしています。拙速な判断に世論の批判が高まっています。

新型コロナウイルス禍による経済の失速は、原材料や輸入物価の高騰により日本だけではなく、世界全体の景気を後退させています。こうした厳しい時代状況では、人々の不安な意識を利用したポピュリズムの台頭や、ヘイトスピーチが横行し、全体主義的な状況から戦争へと突き進んでいったことは、歴史が教えているところです。私たちは、そうした扇動に惑わされることなく、分断を乗り越え、人権を尊重しあえる関係性を、日常から、地域からつくっていく必要があります。

こうした中、私たちが勧めている「人権のまちづくり」運動は一層重要な取り組みとなっています。4地区（田中、錦林、東三条、西三条）6団地（養正、錦林、三条、岡崎、壬生東、壬生）の改良住宅建て替えは、コロナ禍にありつつ、粛々と設計段階まで進行了まりました。ただし錦林地区だけが開発行為にかかわり1年遅れとなっています。入居や選定会を視野にいたした住居の具体的なイメージが（ニュース等の発行により）近々住民に対して出されるという段階です。地域住民にとっては、まずは老朽化し、耐震もままならない住宅に住む不安をとりのぞき、命の安全を守り安心して暮らせることが重要です。エレベーターのない5階建て階段の住宅も、風呂の設置がなされていないことも、現在では国の公営住宅の基準にも合致していません。そうした基本的な条件をクリアしたうえで、地区内の住民どうしの情報交換や結びつきを大切にしつつ、周辺地域や生活圏を中心にしたコミュニティを人権のまちづくりを基軸にしてつくっていく構想と工夫が試されています。先行して建て替えが終了している千本地域では、今後集約された後の土地活用などについて構想していく段階です。そうした動向を参考にしつつ、今後さらに計画されようとする久世、辰巳、改進黨のまちづくりについても、それぞれの支部で議論を展開していきましょう。京都市住宅室との窓口となる「まちづくり部会」で市内の状況を市協として把握しつつ、取り組みを進めます。

昨年8月、探偵業55社からの依頼を受けた栃木県宇都宮市の岩崎一郎行政書士が1通2~4万円の報酬で約3500回にわたり、戸籍謄本や住民票を不正取得した事件が発覚しました。京都市協として、岩崎名義での職務上請求用紙について公文書公開請求をおこなったところ、市内9区役所で32件の取得が判明しました。そのうち請求事由

が遺言であるものが12件あり事前登録型本人通知制度から除外されてました。今後、この「遺言」の取り扱いについて協議していく必要があります。また、請求事由が曖昧なまま交付されているケースが多くあり、具体的な事例から職員研修を強化する必要性について、地域自治推進室に要望しました。今回京都市では速やかに不正取得の蓋然性を認め、取得された市民への告知も府内でいち早く行われました。これも「人権確立部会」の日頃からの取り組みの成果であり、今後も第三者に戸籍や住民票が取得されたときに本人通知される「事前登録」について、一人でも多くの市民が登録するように働きかけましょう。

京都府教育委員会でおこなわれた「教職員の人権教育に関する意識調査」を京都市へも求めてきましたが、いよいよ今年秋以降に調査が開始される予定です。今年度中には集約され結果が出るということで、結果をふまえた課題や、今後の方針を策定していかなければなりません。「同和教育」という文言が教育現場からなくなってから20年以上が経過しています。新卒で教員になった20代の方はすでに40代の中堅となっている現状で、教える側の教員の研修も大きな課題となっています。「教育・保育部会」を啓発の取り組みと合体させながら、「人権交流京都市研究集会」における教職員の方々とも課題を共有しつつ議論していきましょう。

今年度も市協3部会を再開させ、上記の課題をふくめた多様な課題に取り組んでいきます。